

11. 宮崎大学授業料等免除及び徴収猶予要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年11月25日 平成22年4月8日
平成22年9月22日 平成23年3月30日
平成24年2月23日 平成29年9月29日
令和2年8月4日

第1条 この要項は、宮崎大学学務規則第55条第2項及び第57条第2項の規定に基づき、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく授業料の免除及び徴収猶予については、関係法令又は特別の定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2条 次の各号の一に該当すると認められる者については、選考により授業料を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付が困難かつ学業優秀な者（令和2年度以降に入学及び編入学した日本人の学部学生を除く。）

(2) 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に規定する者のほか、学部学生で大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）に規定する基準を満たし、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者については、授業料の免除を受けることができる。

第3条 前条第1項に係る授業料免除の総額は、文部科学省から毎年度示される授業料免除実施に係る経費の額を勘案し、学長が決定する。

2 寄宿料免除の総額は、寄宿料収入予定額の6.0%に相当する額を超えないものとする。

第4条 第2条第1項に規定する者の免除の額は、原則として各期分の授業料に対して全額、20万円又は10万円とする。ただし、長期履修学生及び畜産別科生に対する免除額については、下記算式により算定した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{免除額} = \frac{\text{当該者の半期授業料} \times (20 \text{ 万又は} 10 \text{ 万})}{267,900}$$

2 第2条第2項の規定に該当する者の授業料免除の額は、機構が認定した学資支給金の支援区分に応じて当該学期の授業料の全額、授業料に3分の2を乗じた額又は授業料に3分の1を乗じた額とする。

3 第2条第2項の規定に該当する者のうち、家計の急変により前期又は後期の途中で授業料免除を許可された者の免除額は、前項に規定する免除額の6分の1に相当する額に免除を許可した月以降の月数を乗じた額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。次条以降において免除の額に100円未満の端数があるときも同様とする。

第5条 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合及び授業料の未納を理由として除籍された場合には、未納の授業料及び寄宿料の全額を免除することができる。

2 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、所定の期間の範囲内において寄宿料を免除することができる。

第6条 休学を許可された者又は命ぜられた者に対しては、月割計算により休学当月の翌月から（ただし、月の初日から休学期間が開始する場合は、休学の当月から）復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、授業料徴収猶予を許可されていない者が、授業料の納入期限経過後休学する場合は、当該期の授業料の全額を納付しなければならない。

2 授業料徴収猶予を許可されている者が退学した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第7条 経済的理由その他やむを得ない事由のため納付期限までに授業料の納付が困難な者は、徴収猶予を許可する。月割分納による徴収猶予を許可された者は、授業料年額の12分の1相当額を毎月末までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期の開始前に納付しな

なければならない。

第8条 第2条第1項の規定による授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除又は徴収猶予申請書
- (2) 家庭調書
- (3) 学資納付が困難であると認定することができる市区町村長が発行する所得証明書
- (4) その他源泉徴収票又は罹災証明書等の参考となる証明書

2 第2条第2項の規定による授業料免除の許可を受けようとする者は、所定の期日までに次に掲げるもののうち当該者に該当するいずれかの書類を学長に提出しなければならない。なお徴収猶予については、許可されたものとみなす。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- (3) その他必要な書類

第9条 授業料の免除及び徴収猶予の許可は、本人の申請に基づき、前期又は後期のそれぞれの期に宮崎大学教育委員会で審議し、学長が行う。ただし、第2条第2項の規定に該当する者の授業料免除の許可については、本人の申請に基づき、学長が行う。

第10条 授業料の免除及び徴収猶予は、当該期限りとし、事情に変更ない者については、当該年度内の翌期及び次年度において、改めて申請することができる。なお、前期において授業料の免除及び徴収猶予を許可された者が、翌期において引き続き申請する場合は、提出書類の一部を省略することができる。

第11条 授業料免除を許可された者で、下記事項に該当するに至ったときは、許可を取消し下記のとりの授業料を直ちに納付しなければならない。

- (1) 免除の理由が解消したと認められるときはその日以降の月割額
- (2) 虚偽の事実が判明したときは免除分の全額
- (3) 退学又は停学の懲戒処分を受けたときは免除分の全額
- (4) 第2条第2項に該当する者で学業成績不良により機構から学資支給金の支給対象者としての認定を取り消されたときは免除分の全額

第12条 徴収猶予を許可された者で前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、許可を取消し猶予を認めない。

第13条 第2条第2項に該当する者に係る既納の授業料については、宮崎大学学務規則第58条の規定にかかわらず、免除を受けた額を返還するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年11月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。